

シンポジウム

家族ケアをどのようにサービスとして組み立て、報酬の対象とするか

座長 中村由美子¹⁾、松野時子²⁾

1) 青森県立保健大学健康科学部看護学科、2) 北里大学病院

「家族を1つのケアユニットとしてとらえ、支援する」という言葉は看護界全体に浸透し、臨床、地域、学校、助産所等、さまざまな領域で家族も視野に入れた看護が展開されています。多くの看護職が、アセスメントモデルや介入方法、理論を応用しながら、病気や障害をもった方々とその家族の健康問題の解決を支援し、看護技術を提供しながら、家族のQOLの向上に寄与しています。しかし、家族支援がプログラム化され1つのサービスとして常時行われる、また、家族全体のヘルスプロモーションを意図した政策やサービス提供システムとしては、未だ形になったものは少ないといえるでしょう。

今後、わが国の家族看護にはどのような発展の方向があるのでしょうか。

このシンポジウムでは、具体的なサービスプログラムといったミクロな視点と政策的な方向のマクロな視点とで考えてみたいと思います。ミクロな視点でも、マクロな視点でも今後の方向性を考える場合、わが国の保健医療政策の動きを視野に入れ、それに沿った動きと、今後の新たな方向性を引き出す動きとが必要になると考えます。

昨年12月に政府・与党医療改革協議会がまとめた「医療制度改革大綱」及び今年の国会で成立した医療関連法でわれわれに関係するところでは以下の点が上げられるでしょう。

- (1) 治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換、特に生活習慣病予防対策の強化、加えて、診療報酬では、慢性期入院医療等の効率化・適正化、
- (2) 平均在院日数の縮減に併せて、患者の病院から在宅への復帰が円滑にできるよう、在宅医療・介護の連携強化や居住系サービスの充実(地域医療の連携体制の構築)、特に地域医療では、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を受けることができるように地域医療の見直し、このため、医療計画において、脳卒中对策、がん医療、小児救急医療など事業別の医療連携体制を構築する。終末期医療の患者に対する在宅医療の充実、
- (3) 地域保健医療福祉の充実のための、介護保険法の見直し

現在、わが国には、(1)家族のヘルスプロモーションと疾病予防を対象としたどのようなサービスがあるのか、これらは、(2)今後どのようにして発展させることができるのか。(3)具体的な家族支援サービスとして何が提供できるのか。(4)地域連携/予防・急性期・慢性期・終末期まで一貫した、または生涯にわたった支援としてどのような展開ができるのか。(5)アウトカム指標として何を設定し、どのような効果を出すのか。

このような項目について、現在、わが国の重点施策になっている「がん」や「糖尿病」、そして「周産期(出産・家族の形成)」を題材に、話し合ってみたいと考えます。